議案第67号

伊丹市後期高齢者医療に関する条例及び伊丹市介護保険 条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市後期高齢者医療に関する条例及び伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

延滞金の算定基準を変更するため。

伊丹市後期高齢者医療に関する条例及び伊丹市介護保険 条例の一部を改正する条例 (令和2年伊丹市条例第 号)

次に掲げる条例の規定中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

- (1) 伊丹市後期高齢者医療に関する条例(平成20年伊丹市条例第 3号)付則第2条
- (2) 伊丹市介護保険条例(平成12年伊丹市条例第4号)付則第2条

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊丹市後期高齢者医療に関する条例付 則第2条及び伊丹市介護保険条例付則第2条の規定は、この条例 の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前 の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。